

令和 4 年 3 月 10 日
沖縄振興開発金融公庫

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

標題について、別紙のとおり策定しましたので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 3 項の規定に基づき公表します。

(お問い合わせ先)
沖縄振興開発金融公庫
総務部総務課
電話：03-3581-3241

令和 4 年 3 月 10 日
沖縄振興開発金融公庫

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立を図るための働きやすい環境整備に努め、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 内容

◆ 目標 1

仕事と子育て等の両立を支援するための休暇制度等について、令和 4 年 4 月以降、順次施行される改正育児・介護休業法の内容を含め、認知度のさらなる向上を図り、制度を利用しやすい職場環境を整備する。

<取組内容>

令和 4 年 4 月～

- ・休暇制度等の一覧を社内掲示板に掲示（定期的な情報提供）

◆ 目標 2

ワークライフバランスの実現に向けた、職員への意識啓発活動を継続的に実施する。

<取組内容>

令和 4 年 4 月～

- ・ワークライフバランスセミナー等を開催

◆ 目標 3

職員の子どもが職場を見学できる機会を継続的に提供する。

<取組内容>

令和 4 年 4 月～

- ・本店において「こども参観日」を開催

以上